

建経技第519号

令和4年3月30日

部内各課長 様
部内各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局長

自家警備の試行要領等の改定について（通知）

このことについて、下記のとおり改定したので通知します。

記

1 実施資料

- ・自家警備の試行要領及び参考資料
- ・自家警備の試行に関する特記仕様書

2 改定内容

- ・対象路線の拡大…条件「昼間12時間自動車類交通量3,000台未満」の撤廃
- ・実施手順の変更…静岡県警備業協会への依頼を必須化

3 適用時期

令和4年4月1日以降の積算から適用する。

※適用日以前の工事においても、受注者から申し入れがあった場合には、受発注者間の協議の上で適用可能

担当：技術調査課 技術調査班
百瀬、山崎
電話番号：054-221-2148

自家警備の試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、交通誘導員の確保が困難なひつ迫時において、土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）で定められた交通誘導員の配置に対する要件の緩和措置として、「自家警備」による交通誘導を試行的に導入するための必要事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において用いる用語は、次のとおりとする。

(1) 自家警備

当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務

(2) 指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通誘導警備員Aの配置を要する路線として指定した路線

(3) 連携警備

交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備

(4) 非連携警備

交通誘導員の連携を必要としない警備

(実施条件)

第3条 受注者は、原則警備業者の警備員を交通誘導警備員として配置しなければならないが、交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合に自家警備の実施を可能とする。ただし、第4条の対象工事に該当し、第5条の資格要件を満たす場合に限る。

(対象工事)

第4条 自家警備の対象工事は、指定路線以外の路線のうち、次の(1)、(2)いずれかの交通誘導を行う工事とする。この場合、道路の交通量及び車線数等に関する制限はないものとする。

(1) 非連携警備

(2) 連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない（交差点を含まない等）区間で実施する交通誘導

2 指定路線以外の路線で交通誘導を行う工事は、特記仕様書を添付して発注する。

(資格要件)

第5条 自家警備を行う交通誘導員は、次の(1)、(2)いずれかの要件を満たすもの

とする。

- (1) 交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者
- (2) 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者

(実施手続)

第6条 自家警備の実施にあたり、受注者は、次の(1)、(2)を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

- (1) 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備業者3社への交渉及び静岡県警備業協会への依頼を行った経緯を「自家警備の理由書」に記し、監督員へ提出する。
- (2) 第5条の資格要件を満たす証明として、検定合格証明書又は受講証明書の写しを監督員へ提出する。

(自家警備の従事者)

第7条 受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。

(実施時における留意事項)

第8条 自家警備の実施にあたっては、次の(1)、(2)に留意する。

- (1) 自家警備を行う交通誘導員は、通行人が他の現場作業員等と判別ができる服装で実施する等、交通誘導に支障をきたすことがないように努めること。
- (2) 自家警備を行う交通誘導員は、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書、及び本人確認書類を現場内で携帯すること。

(費用計上)

第9条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。

(試行の検証)

第10条 自家警備の有効性や課題を把握するため、試行の検証を行い、検証結果について関係機関で協議する。

- 2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを図る。

附 則

- 1 この要領は、令和2年10月22日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年4月1日以降に積算する工事に適用する。

自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備業者から確保できませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 (時間： 時 分～ 時 分)
6. 規制内容：
7. 必要人数： 人
8. 交通誘導警備員の確保のため警備業者3社と交渉した結果

	日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由
1	○月○日	10:00	A 警備 (株)	○○	054-000-0000	人員の不足
2	○月○日	14:00	(株) B	○○	054-000-0000	短期契約では不可 (長期契約は可)
3	○月○日	14:30	(株) C	○○	055-000-0000	遠隔地のため対応できない

9. (一社) 静岡県警備業協会へ情報提供を依頼した日： 年 月 日

10. 自家警備の従事者

	施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書
1	(株) A 建設	○○ ○○	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号
2	(株) A 建設	○○ ○○	交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行
3	(株) B 組			
4	(株) B 組			

※検定証又は受講証の写しを添付します。

受注者
住 所
会社名

交通誘導警備員確保のための情報提供依頼

年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中
一般社団法人静岡県警備業協会 御中

会社名： _____

代表者名： _____

下記の交通誘導業務にあたり警備会社と交渉を行った結果、交通誘導警備員を確保できませんでした。対応可能な会員様がございましたら、令和 年 月 日までに当社までご連絡願います。

記

交通誘導業務の内容

発注機関名 ・担当課名		担当監督員名	
工事名			
箇所名			
道路使用目的			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
交通規制期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (時間： 時 分 ~ 時 分)		
交通規制内容			
必要人員	人		
その他			

連絡先

連絡責任者	
連絡先	
その他	

自家警備の試行要領

【改定箇所 新旧対照表】

令和4年4月

静岡県

新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">自家警備の試行要領</p> <p>(趣旨) 第1条 本要領は、交通誘導員の確保が困難なひっ迫時において、土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）で定められた交通誘導員の配置に対する要件の緩和措置として、「自家警備」による交通誘導を試行的に導入するための必要事項を定め<u>たものである。対象工事は、特記仕様書を添付して発注する。</u></p> <p>(用語の定義) 第2条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。 (1) 自家警備 当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務。 (2) 指定路線 警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通誘導警備員Aの配置を要する路線として指定した路線。 (3) 連携警備 交差点、片側交互通行区間等、一般交通の停止等を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備。 (4) 非連携警備 無線機等による交通誘導員の連携を必要としない警備。</p> <p>(自家警備の従事者) 第3条 受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。</p> <p>(ひっ迫証明) 第4条 交通誘導警備員の確保が困難なひっ迫時の証明方法は次のとおりとする。 (1) 受注者は、交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合には、ひっ迫証明として「自家警備の理由書」を作成して監督員に提出し、承諾を受ける。 (2) 「自家警備の理由書」には、聞取りした警備業者から交通誘導警備員を確保できなかった理由を明記するとともに、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書の写しを添付すること。</p> <p>(対象工事) 第5条 自家警備の対象工事は、「<u>指定路線外</u>」かつ「<u>昼間12時間自動車類交通量3,000台未満の路線区間(交通量は最新の全国道路・街路交通情勢調査による)</u>」のうち、次の(1)、(2)いずれかの交通誘導を行う工事とする。 (1) 非連携警備 (2) 連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない(交差点を含まない等)区間で実施する交通誘導</p>	<p style="text-align: center;">自家警備の試行要領</p> <p>(趣旨) 第1条 本要領は、交通誘導員の確保が困難なひっ迫時において、土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）で定められた交通誘導員の配置に対する要件の緩和措置として、「自家警備」による交通誘導を試行的に導入するための必要事項を定め<u>るものとする。</u></p> <p>(用語の定義) 第2条 本要領において用いる用語は、次のとおりとする。 (1) 自家警備 当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務 (2) 指定路線 警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通誘導警備員Aの配置を要する路線として指定した路線 (3) 連携警備 交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備 (4) 非連携警備 交通誘導員の連携を必要としない警備</p> <p style="text-align: right;">(第3条 → 第7条)</p> <p>(実施条件) 第3条 受注者は、原則警備業者の警備員を交通誘導警備員として配置しなければならないが、交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合に自家警備の実施を可能とする。ただし、第4条の対象工事に該当し、第5条の資格要件を満たす場合に限る。</p> <p>(対象工事) 第4条 自家警備の対象工事は、<u>指定路線以外の路線</u>のうち、次の(1)、(2)いずれかの交通誘導を行う工事とする。この場合、道路の交通量及び車線数等に関する制限はないものとする。 (1) 非連携警備 (2) 連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない(交差点を含まない等)区間で実施する交通誘導</p>

新旧対照表

旧	新
<p>(資格要件)</p> <p>第6条 自家警備を行う交通誘導員は、次の(1)、(2)いずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者</p> <p>(2) 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者</p> <p>(新規)</p> <p>(第3条 → 第7条)</p> <p>(実施時における留意事項)</p> <p>第7条 自家警備の実施にあたっては、次の(1)、(2)に留意する。</p> <p>(1) 自家警備を行う交通誘導員は、通行人が他の現場作業員等と判別ができる服装で実施する等、交通誘導に支障をきたすことがないよう努めること。</p> <p>(2) 自家警備を行う交通誘導員は、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書、及び本人確認書類を現場内で携帯すること。</p> <p>(費用計上)</p> <p>第8条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。</p> <p>(試行の検証)</p> <p>第9条 自家警備の有効性や課題を把握するため、試行の検証を行い、検証結果について関係機関で協議する。</p> <p>2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを図る。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は令和2年10月22日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行日以前に契約し施工中の工事において、第4条第1号の「自家警備の理由書」の提出の申し出があった場合には、受発注者間の協議の上、必要に応じて本要領を適用することとする。</p>	<p>2 指定路線以外の路線で交通誘導を行う工事は、特記仕様書を添付して発注する。</p> <p>(資格要件)</p> <p>第5条 自家警備を行う交通誘導員は、次の(1)、(2)いずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者</p> <p>(2) 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者</p> <p>(実施手続)</p> <p>第6条 自家警備の実施にあたり、受注者は、次の(1)、(2)を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。</p> <p>(1) 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備業者3社への交渉及び静岡県警備業協会への依頼を行った経緯を「自家警備の理由書」に記し、監督員へ提出する。</p> <p>(2) 第5条の資格要件を満たす証明として、検定合格証明書又は受講証明書の写しを監督員へ提出する。</p> <p>(自家警備の従事者)</p> <p>第7条 受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。</p> <p>(実施時における留意事項)</p> <p>第8条 自家警備の実施にあたっては、次の(1)、(2)に留意する。</p> <p>(1) 自家警備を行う交通誘導員は、通行人が他の現場作業員等と判別ができる服装で実施する等、交通誘導に支障をきたすことがないよう努めること。</p> <p>(2) 自家警備を行う交通誘導員は、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書、及び本人確認書類を現場内で携帯すること。</p> <p>(費用計上)</p> <p>第9条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。</p> <p>(試行の検証)</p> <p>第10条 自家警備の有効性や課題を把握するため、試行の検証を行い、検証結果について関係機関で協議する。</p> <p>2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを図る。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は令和2年10月22日から施行する。</p> <p>2 この要領は令和4年4月1日以降に積算する工事に適用する。</p>

新旧対照表

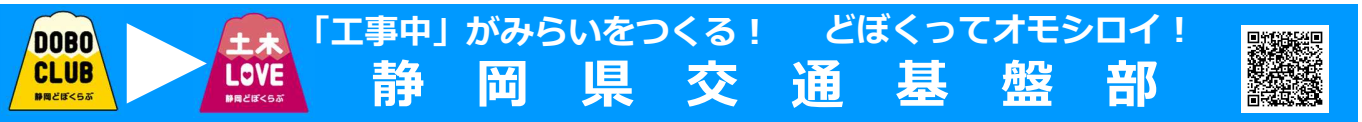
旧	新																																																																																																		
<p>自家警備の理由書</p> <p>次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備業者から確保できませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。</p> <p>1. 工事名： 2. 箇所名： 3. 道路使用の目的： 4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日 5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分） 6. 規制内容： 7. 必要人数： 人 8. 交通誘導警備員の確保に関する開取り状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>時間</th> <th>警備業者名</th> <th>担当者</th> <th>連絡先</th> <th>確保できなかった理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 〇月〇日</td> <td>10:00</td> <td>A 警備 (株)</td> <td>〇〇</td> <td>054-000-0000</td> <td>人員の不足</td> </tr> <tr> <td>2 〇月〇日</td> <td>14:00</td> <td>(株) B</td> <td>〇〇</td> <td>054-000-0000</td> <td>短期契約では不可（長期契約は可）</td> </tr> <tr> <td>3 〇月〇日</td> <td>14:30</td> <td>(株) C</td> <td>〇〇</td> <td>055-000-0000</td> <td>遠隔地のため対応できない</td> </tr> </tbody> </table> <p>9. (一社) 静岡県警備業協会への情報提供依頼による開取りの有無：[有 ・ 無] 10. 自家警備の従事者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工業者名</th> <th>氏 名</th> <th>資格または受講歴</th> <th>検定合格証明書または 受講証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(株) A 建設</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>交通誘導警備業務検定 2 級</td> <td>H29.10.1 静岡県第 000 号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(株) A 建設</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>交通誘導安全講習会</td> <td>R2.12.20 発行</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(株) B 組</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(株) B 組</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※検定証又は受講証の写しを添付します。</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 会社名</p>	日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由	1 〇月〇日	10:00	A 警備 (株)	〇〇	054-000-0000	人員の不足	2 〇月〇日	14:00	(株) B	〇〇	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）	3 〇月〇日	14:30	(株) C	〇〇	055-000-0000	遠隔地のため対応できない		施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書	1	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号	2	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行	3	(株) B 組				4	(株) B 組				<p>自家警備の理由書</p> <p>次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備業者から確保できませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。</p> <p>1. 工事名： 2. 箇所名： 3. 道路使用の目的： 4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日 5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分） 6. 規制内容： 7. 必要人数： 人 8. 交通誘導警備員の確保のため警備業者 3 社と交渉した結果</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>時間</th> <th>警備業者名</th> <th>担当者</th> <th>連絡先</th> <th>確保できなかった理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 〇月〇日</td> <td>10:00</td> <td>A 警備 (株)</td> <td>〇〇</td> <td>054-000-0000</td> <td>人員の不足</td> </tr> <tr> <td>2 〇月〇日</td> <td>14:00</td> <td>(株) B</td> <td>〇〇</td> <td>054-000-0000</td> <td>短期契約では不可（長期契約は可）</td> </tr> <tr> <td>3 〇月〇日</td> <td>14:30</td> <td>(株) C</td> <td>〇〇</td> <td>055-000-0000</td> <td>遠隔地のため対応できない</td> </tr> </tbody> </table> <p>9. (一社) 静岡県警備業協会へ情報提供を依頼した日： 年 月 日 10. 自家警備の従事者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>施工業者名</th> <th>氏 名</th> <th>資格または受講歴</th> <th>検定合格証明書または 受講証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>(株) A 建設</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>交通誘導警備業務検定 2 級</td> <td>H29.10.1 静岡県第 000 号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>(株) A 建設</td> <td>〇〇 〇〇</td> <td>交通誘導安全講習会</td> <td>R2.12.20 発行</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>(株) B 組</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>(株) B 組</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※検定証又は受講証の写しを添付します。</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 会社名</p>	日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由	1 〇月〇日	10:00	A 警備 (株)	〇〇	054-000-0000	人員の不足	2 〇月〇日	14:00	(株) B	〇〇	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）	3 〇月〇日	14:30	(株) C	〇〇	055-000-0000	遠隔地のため対応できない		施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書	1	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号	2	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行	3	(株) B 組				4	(株) B 組			
日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由																																																																																														
1 〇月〇日	10:00	A 警備 (株)	〇〇	054-000-0000	人員の不足																																																																																														
2 〇月〇日	14:00	(株) B	〇〇	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）																																																																																														
3 〇月〇日	14:30	(株) C	〇〇	055-000-0000	遠隔地のため対応できない																																																																																														
	施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書																																																																																															
1	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号																																																																																															
2	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行																																																																																															
3	(株) B 組																																																																																																		
4	(株) B 組																																																																																																		
日付	時間	警備業者名	担当者	連絡先	確保できなかった理由																																																																																														
1 〇月〇日	10:00	A 警備 (株)	〇〇	054-000-0000	人員の不足																																																																																														
2 〇月〇日	14:00	(株) B	〇〇	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）																																																																																														
3 〇月〇日	14:30	(株) C	〇〇	055-000-0000	遠隔地のため対応できない																																																																																														
	施工業者名	氏 名	資格または受講歴	検定合格証明書または 受講証明書																																																																																															
1	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号																																																																																															
2	(株) A 建設	〇〇 〇〇	交通誘導安全講習会	R2.12.20 発行																																																																																															
3	(株) B 組																																																																																																		
4	(株) B 組																																																																																																		

新旧対照表

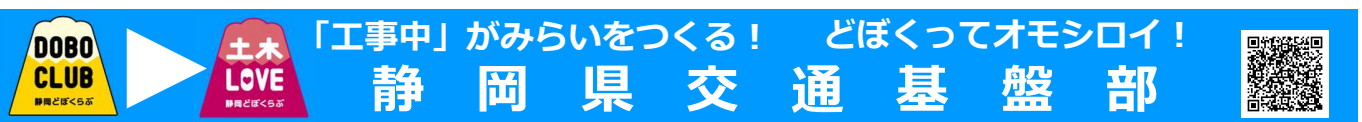
旧	新																																								
<p>警備業者に関する情報提供依頼</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中</p> <p style="text-align: right;">会社名： _____</p> <p style="text-align: right;">代表者名： _____</p> <p>下記のとおりに、工事箇所の交通誘導業務について警備業者3社へ聞き取りを行った結果、必要となる交通誘導警備員の人数を確保できませんでした。対応可能な警備業者について情報がありましたら、当社までご提供願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事名： 箇所名： 道路使用の目的： 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日 (時間： 時 分～ 時 分) 規制内容： 必要な人員： 名 交通誘導警備員の確保に関する聞き取り状況 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:5%;">No.</th> <th style="width:15%;">日付</th> <th style="width:40%;">警備業者名</th> <th style="width:40%;">確保できなかった理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	日付	警備業者名	確保できなかった理由	1				2				3				<p style="color: red;">交通誘導警備員確保のための情報提供依頼</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中</p> <p style="color: red;">一般社団法人静岡県警備業協会 御中</p> <p style="text-align: right;">会社名： _____</p> <p style="text-align: right;">代表者名： _____</p> <p style="color: red;">下記の交通誘導業務にあたり警備会社と交渉を行った結果、交通誘導警備員を確保できませんでした。対応可能な会員様がありましたら、令和 年 月 日までに当社までご連絡願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="color: red;">交通誘導業務の内容</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">発注機関名 ・担当課名</th> <th style="width:50%;">担当監督員名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>箇所名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路使用目的</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td style="color: red;">年 月 日 ～ 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>交通規制期間</td> <td style="color: red;">年 月 日 ～ 年 月 日 (時間： 時 分 ～ 時 分)</td> </tr> <tr> <td>交通規制内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>必要人員</td> <td style="color: red;">人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="color: red;">連絡先</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td style="width:50%;">連絡責任者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	発注機関名 ・担当課名	担当監督員名	工事名		箇所名		道路使用目的		工期	年 月 日 ～ 年 月 日	交通規制期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (時間： 時 分 ～ 時 分)	交通規制内容		必要人員	人	その他		連絡責任者		連絡先		その他	
No.	日付	警備業者名	確保できなかった理由																																						
1																																									
2																																									
3																																									
発注機関名 ・担当課名	担当監督員名																																								
工事名																																									
箇所名																																									
道路使用目的																																									
工期	年 月 日 ～ 年 月 日																																								
交通規制期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (時間： 時 分 ～ 時 分)																																								
交通規制内容																																									
必要人員	人																																								
その他																																									
連絡責任者																																									
連絡先																																									
その他																																									

参考資料

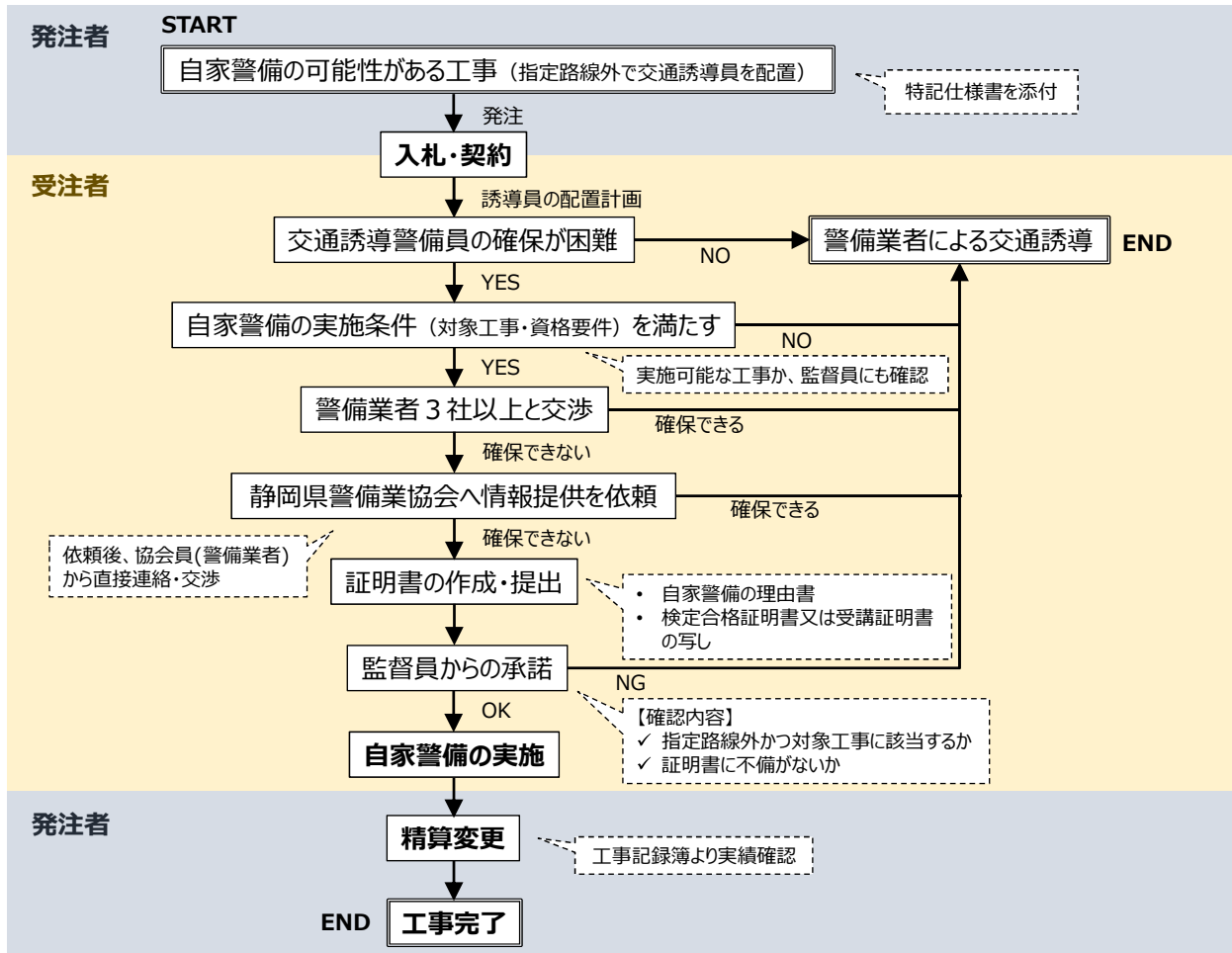
「自家警備の試行要領」について



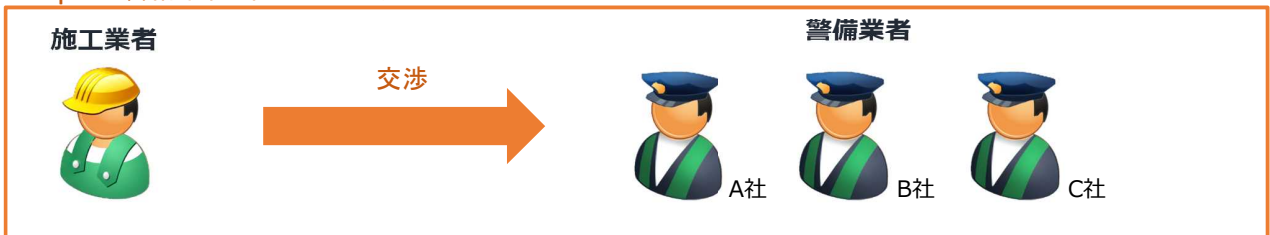
- 実施手順
- 自家警備の対象範囲
- 自家警備の対象路線区間
- 自家警備の配置に関する留意事項
- 自家警備の試行要領について「Q & A」



《実施手順》

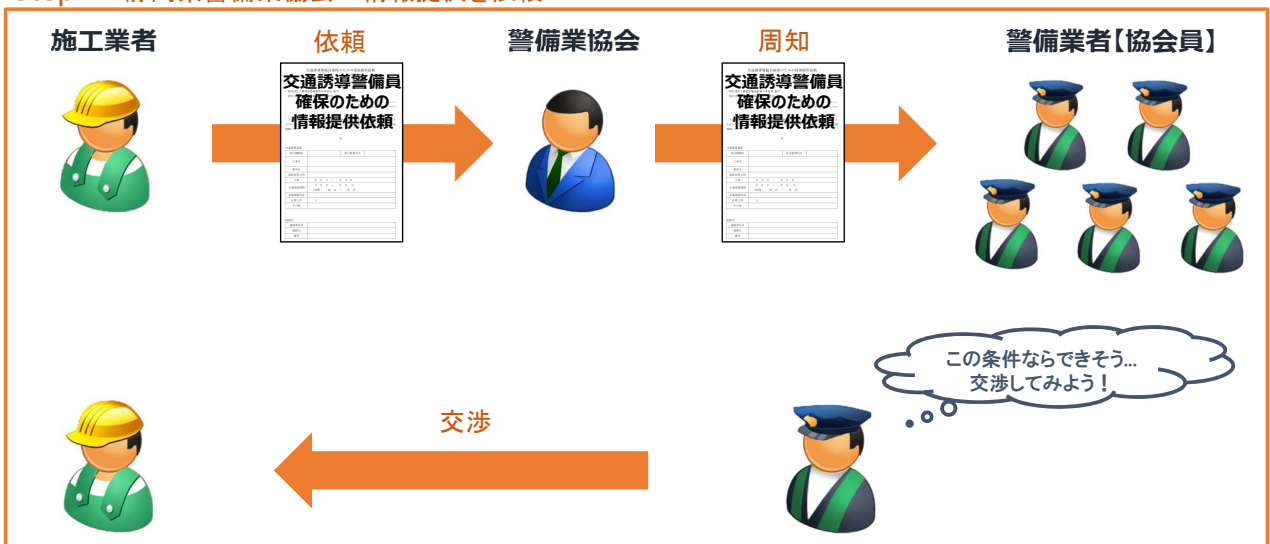


Step.1 警備業者3社以上と交渉

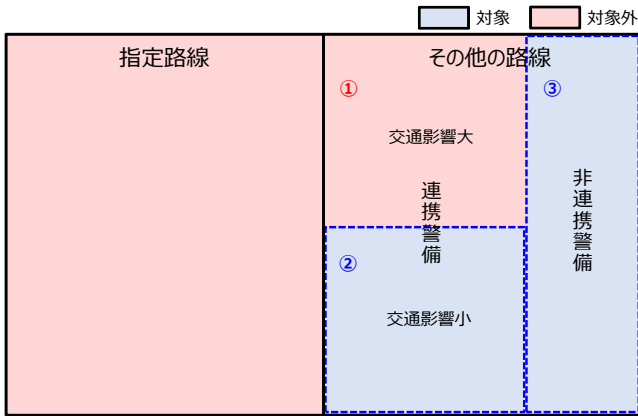


確保できなかった場合は「Step.2」へ

Step.2 静岡県警備業協会へ情報提供を依頼



自家警備の対象範囲



○指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通量及び事故発生率を勘案し、交通誘導警備業務において交通誘導員のうち一人は交通誘導員 A（警備業者の警備員で、交通誘導警備業務にかかる一級または二級検定合格警備員）の配置を求める路線。指定路線は現在32路線（令和3年4月変更）あり、その全てで路線全体が指定されている。

○連携警備

交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備。

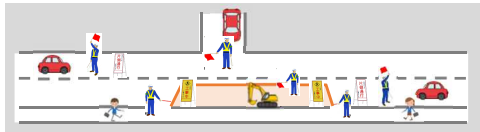
○非連携警備

交通誘導員の連携を必要としない警備。

○連携警備

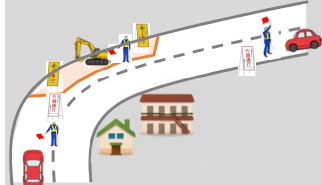
① 3方向以上の車両を連携して交通誘導する場合（交通影響大）

例：交差点



② 2方向の車両を連携して交通誘導する場合（交通影響小）

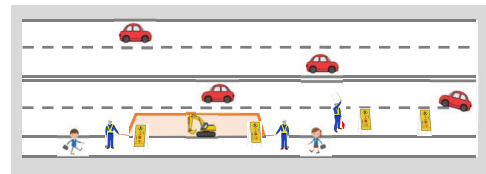
例：片側交互通行



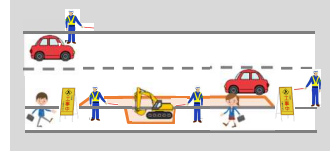
○非連携警備

③ 誘導員の連携が不要な場合

例：車線規制（片側2車線→片側1車線）



例：徐行

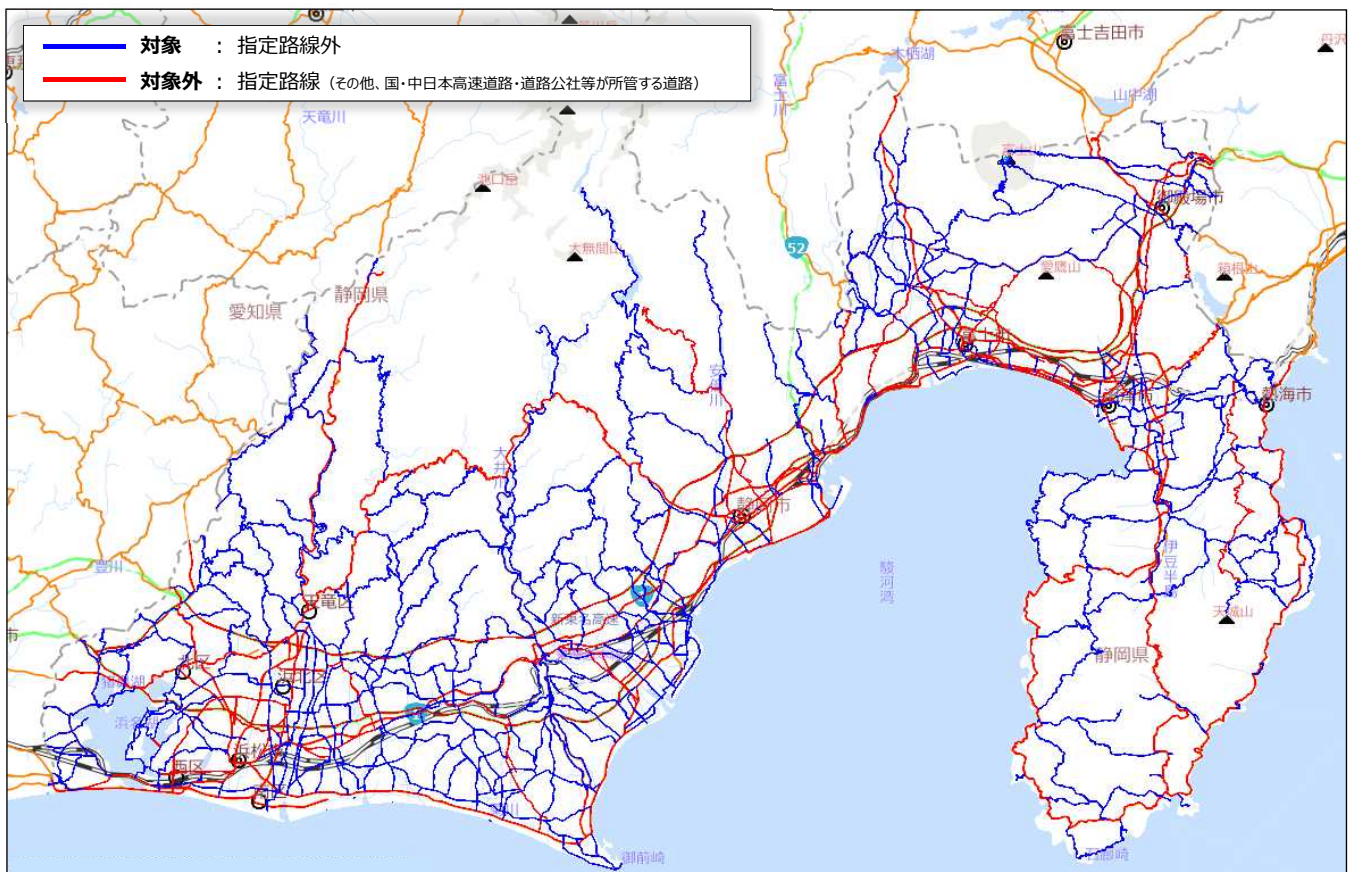


例：出入口



自家警備の対象路線（令和4年4月）

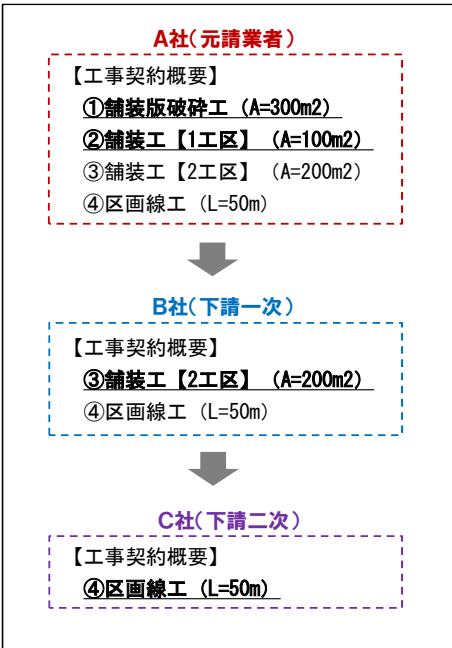
※全国道路・街路交通情勢調査の路線図



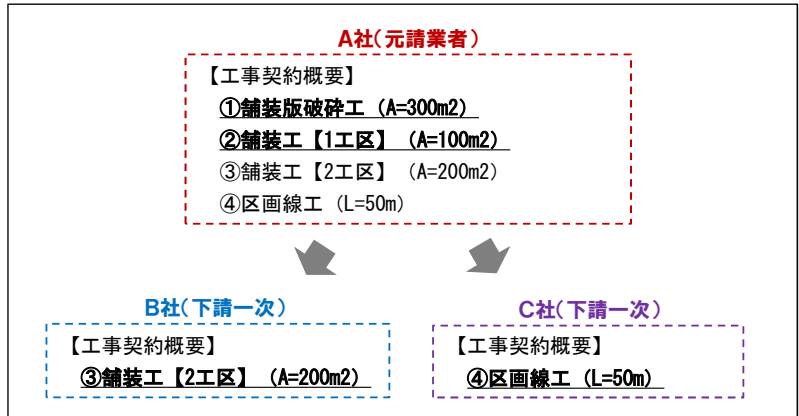
自家警備の配置に関する留意事項

自家警備とは、契約工事内容(下請契約も含む)の作業を行う従業員の安全確保のために、当該工事受注者の従業員が行う交通誘導業務である。

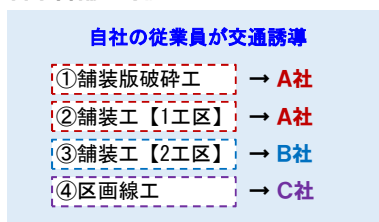
ケース1: 一次下請業者が二次下請業者まで契約



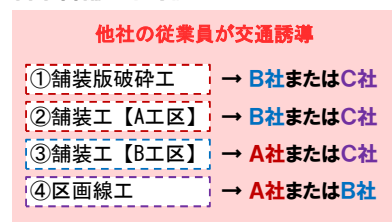
ケース2: 2社の一次下請業者にそれぞれ契約



自家警備が可能



自家警備が不可能

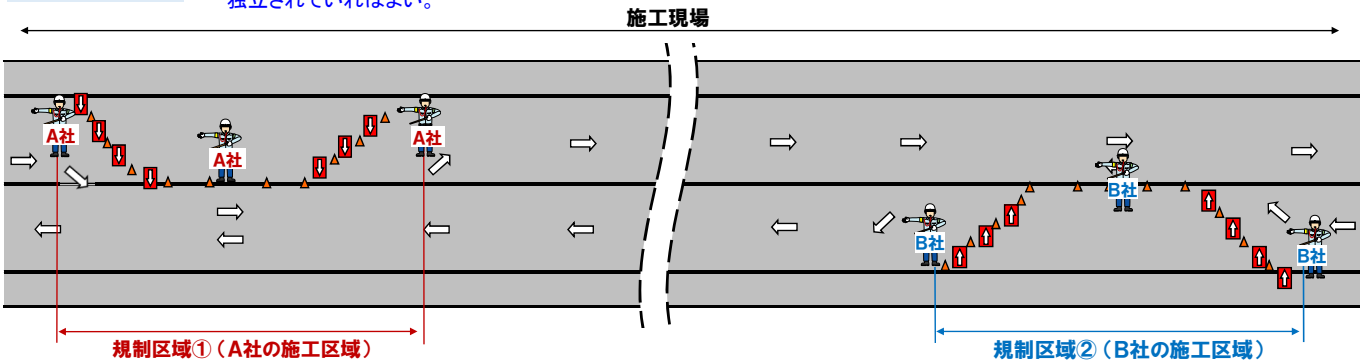


※本資料は、基本的な考え方をまとめた参考資料である。自家警備を行う際は、本資料で挙げたケース以外の施工体制も想定されることから、監督員と事前に協議を行ったうえで、適切に実施すること。

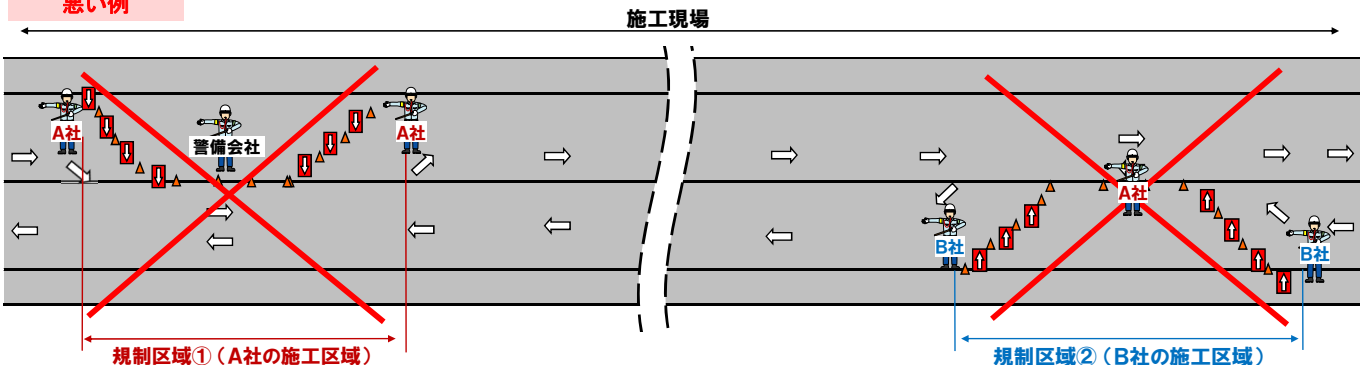
同一規制区域では、同一の業者で交通誘導を行わなければならない。(労働者派遣業法違反となる恐れあり)

良い例

同一施工現場で複数の会社(警備会社や建設会社)が交通誘導を行っても、規制区域毎に分担し、指揮命令系統が独立されていればよい。



悪い例



同一規制区域に警備会社と建設会社が混在し、指揮命令系統が独立していない。

同一規制区域に複数会社が混在し、指揮命令系統が独立していない。他社の従業員が自家警備を行っている。

自家警備の試行要領について「Q&A」

Q1 自家警備を行う際、「元請 A 社の施工現場では A 社が交通誘導を行い、下請 B 社の施工現場では B 社が交通誘導を行う」のが困難なため、全て元請 A 社で交通誘導を行いたいが問題はあるか。

A1 自社の施工現場の自家警備に他社の従業員を配置した場合、労働者派遣法違反に該当する恐れがあります。労働者派遣法違反になると罰則が適用されます。

Q2 同一現場で複数業者（例：元請+下請）が施工する場合、自家警備としてどの業者の従業員を配置すべきか。

A2 主たる工事の業者で自家警備を行うことが考えられます。いずれの場合も、労働者派遣法に抵触しないよう留意してください。

Q3 交通誘導安全講習会は、一度受講すれば以後は受講する必要はないか。（受講証明書に有効期限はあるか。）

A3 更新のための講習を予定していますが、内容については現在検討中です。受講証明書の有効期限についても検討中ですが、概ね3年間を想定しています。

Q4 交通誘導安全講習会は次年度以降も開催する予定はあるか。

A4 引続き開催を予定しています。詳細は（一社）静岡県建設業協会にお問い合わせください。

Q5 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備業者3社との交渉のみ行えばよいか。静岡県警備業協会への情報提供依頼は必要か。

A5 警備業協会への依頼も必要です。警備業者からの警備員確保を優先するため、3社との交渉で確保できなかった場合は「交通誘導警備員確保のための情報提供依頼」を協会へ送付してください。

Q6 確保できなかった理由として、警備会社の見積単価が設計単価と乖離していた場合も対象となるのか。

A6 大きな乖離があった場合には理由として考えられますが、監督員にもご確認ください。

Q7 特記仕様書が添付された工事は、全て自家警備の対象となるか。

A7 特記仕様書は、自家警備の可能性のある全ての工事（指定路線外で交通誘導警備員を配置する工事）に添付するため、交通誘導員の配置計画を立てた段階で対象工事に該当するか確認してください。

Q8 指定路線以外であれば、交通量が多い路線でも対象となるのか。

A8 道路の交通量や車線数等に関する制限は設けないため、対象となります。ただし、現場条件によっては安全面で支障が生じるケースが考えられます。このため、対象工事に該当することの確認も含め、事前に監督員と相談してください。

Q9 自家警備を行う際の服装に規則はあるか。

A9 特に決まりはありませんが、交通誘導の安全確保のため、他の作業員と区別できる服装（腕章やベスト等の着用）で行ってください。ただし、警備員や警察等と混同されるような服装は控えてください。

Q10 自家警備の実施後、配置された誘導員の総数等の実績はどのように確認すればいいか。

A10 監督員は、工事記録簿及び代表写真より実績確認を行ってください。自家警備を実施した業者は、工事記録簿の各日付欄に誘導員の氏名を記入してください。

自家警備の試行に関する特記仕様書

本工事は、土木工事共通仕様書（静岡県交通基盤部）の定めにより、一般交通の安全誘導が必要な箇所において交通誘導員の配置が必要な工事であり、警備業者の警備員が必要人数確保できない場合に限り、下記の条件を満たす時に「自家警備」を実施することができる。

（定義）

第1条 自家警備とは、当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務である。受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。

（実施条件）

第2条 受注者は、原則警備業者の警備員を交通誘導警備員として配置しなければならないが、交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合に自家警備の実施を可能とする。ただし、第3条の対象工事に該当し、第4条の資格要件を満たす場合に限る。

（対象工事）

第3条 自家警備の対象工事は、指定路線以外の路線のうち、次の（1）、（2）いずれかの交通誘導を行う工事とする。この場合、道路の交通量及び車線数等に関する制限はないものとする。

（1）非連携警備

（2）連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない（交差点を含まない等）区間で実施する交通誘導

※非連携警備：無線機等による交通誘導員の連携を必要としない警備

※連携警備：交差点、片側交互通行区間等、一般交通の停止等を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備

（資格要件）

第4条 自家警備を行う交通誘導員は、次の（1）、（2）いずれかの要件を満たすものとする。

（1）交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者

（2）静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者

（実施手続）

第5条 自家警備の実施にあたり、受注者は、次の（1）、（2）を監督員に提出し、承諾を受けること。

- (1) 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備業者3社への交渉及び静岡県警備業協会への依頼を行った経緯を「自家警備の理由書」に記し、監督員へ提出する。
- (2) 第5条の資格要件を満たす証明として、検定合格証明書又は受講証明書の写しを監督員へ提出する。

(積算の取扱い)

第6条 自家警備を行う交通誘導員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。

(その他)

第7条 その他詳細は「自家警備の試行要領」による。

自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備会社から確保ができませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分）
6. 規制内容：
7. 必要な人員： 名
8. 交通誘導警備員の確保のため警備業者3社と交渉した結果

	日付	時間	警備業者	担当者	連絡先	確保できなかった理由
1	○月○日	10:00	A 警備 (株)	○○	054-000-0000	人員の不足
2	○月○日	14:00	(株) B	○○	054-000-0000	短期契約では不可（長期契約は可）
3	○月○日	14:30	(株) C	○○	055-000-0000	遠隔地のため対応できない

9. (一社) 静岡県警備業協会へ情報提供を依頼した日： 年 月 日

10. 自家警備の従事者

	施工業者名	氏名	資格または受講歴	検定合格証明書または受講証明書
1	(株) A 建設	○○ ○○	交通誘導警備業務検定 2 級	H29.10.1 静岡県第 000 号
2	(株) A 建設	○○ ○○	○○協会主催の交通安全講習会	R2.12.20 発行
3	(株) B 組			
4	(株) B 組			

※検定証又は受講証の写しを添付します。

受注者
住所
会社名

交通誘導警備員確保のための情報提供依頼

年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中
一般社団法人静岡県警備業協会 御中

会社名： _____

代表者名： _____

下記の交通誘導業務にあたり警備会社と交渉を行った結果、交通誘導警備員を確保できませんでした。対応可能な会員様がございましたら、令和 年 月 日までに当社までご連絡願います。

記

交通誘導業務の内容

発注機関名 ・担当課名		担当監督員名	
工事名			
箇所名			
道路使用目的			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
交通規制期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (時間： 時 分 ~ 時 分)		
交通規制内容			
必要人員	人		
その他			

連絡先

連絡責任者	
連絡先	
その他	